

政策評価懇談会（第12回）議事要旨

1. 日 時：平成18年2月28日（火）15:30～17:51
2. 場 所：法務省第1会議室（20階）
3. 出席者：（委 員）島野座長，川端委員，立石委員，田辺委員，寺尾委員，前田委員，山根委員，
六車委員，渡辺委員
（法務省）事務次官，倉吉司法法制部長，野々上秘書課長，大場官房参事官，
松下政策評価企画室長，石井企画調整官，深石補佐官，各局部課担当者

4. 概 要：

政策評価制度の見直しについて，事務局から報告した。

日本司法支援センター（総合法律支援体制の整備）について，司法法制部長から説明した後，討議を行った。

法務省政策評価に関する基本計画の改定案について，事務局から説明した後，委員のご意見を伺った。

法務省事後評価の実施に関する計画案（平成18年度）について，事務局から説明した後，委員のご意見を伺った。

5. 主な意見・指摘等

政策評価制度の見直しについて

- ・政策評価の実施に関するガイドラインに，個々の分野について専門的知見を有する学識経験者の意見を個別，具体的に聴くということが挙げられているが，法務省ではどのように実施する予定か。

日本司法支援センター（総合法律支援体制の整備）について

- ・司法過疎地域等で行われている支援が日本司法支援センターの業務開始を機に後退するおそれはないのか。
- ・日本司法支援センターのスタッフ弁護士にふさわしい経験を積んだ弁護士が確保できるのか。
- ・コールセンターの受付担当が適切に振り分けないと，却って相談者の不利益になるおそれがある。
- ・日本司法支援センターが法務省の天下り先とならないように。
- ・相談件数の見積もりが過小ではないか。
- ・法律や判例等で解決が示されていない分野について，日本司法支援センターはどのように対応していくのか。

法務省政策評価に関する基本計画の改定について

- ・政策体系の策定が難しいということだが，具体的にどのような点が困難なのか。

法務省事後評価の実施に関する計画案（平成18年度）について

- ・保護司の充足率，平均年齢及び女性の保護司の割合について，指標から落とした理由を説明して欲しい。
- ・行政手続のオンライン化に関して費用対効果の観点からの指標も盛り込むべき。
- ・債権管理回収業の監督において，苦情率を指標から参考指標にした理由として外部要因の影響ということが挙げられているが，この意味を敷衍して説明して欲しい。
- ・矯正職員に対する人権研修について，項目を削除するべきではない。（内心の問題であり，定量的な分析が困難という削除理由が不明確，また外部から見えなくなることで不安を覚える。）
- ・一定の基準を設定して，その基準を満たすことが困難になっているということも評価の方法としてあり得るのではないか。
- ・情報の公開というのは1局部だけが指標を設定して取り組むという話ではなく，法務省全体でスタンスを示して実施するものではないか。